

藤枝市の人事行政の運営等の状況について

1 任免及び人数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (令和2年4月1日現在・人)

部門	区分	職員数			主な増減理由
		令和元年	令和2年	対前年増減	
一般会計	市長部局等	559	560	+1	消費相談事業等への対応
	教育関係	114	113	△1	業務職の減員
	小計	673	673	0	—
特別会計	病院	875	897	+22	医療、看護体制の充実
	病院以外	70	72	+2	企業会計移行による業務調整
	小計	945	969	+24	—
合計		1,618	1,642	+24	—

(2) 採用及び退職の状況 (令和元年度) (人)

部門	区分	採用	離職								合計
			退職					免職		失職	
			定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒		
一般会計	市長部局等	33	17	0	10	0	0	0	0	0	27
	教育関係	1	2	0	1	0	0	0	0	0	3
	小計	34	19	0	11	0	0	0	0	0	30
特別会計	病院	101	14	0	64	0	0	0	0	0	78
	病院以外	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	小計	104	17	0	64	0	0	0	0	0	81
合計		138	36	0	75	0	0	0	0	0	111

(注) 採用は、平成31年4月2日から令和2年4月1日の間に採用した者の人数である。

(3) 定員管理のための取組

平成28年度に令和2年度までを計画期間とする「藤枝市定員管理計画」を策定し、効率的・効果的な職員配置や再任用制度の活用などにより、引き続き行財政運営の効率化を図るとともに、各施策の事務量を十分に把握し、真に求められる事業には人財をきちんとあて、職員が持てる力を発揮できる体制を整備してまいりました。

令和3年度以降においても、最小の経費で効率的に質の高い市民サービスを提供できるよう、メリハリのある業務配分と市民に真に必要な業務への『人財』の重点配置を進めてまいります。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和元年度普通会計決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)
506 億 5,610 万円	59 億 2,755 万円	11.7%

(2) 職員給与費の状況 (令和2年度普通会計当初予算)

職員数 (人) A	職員給与費				一人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
786人	27.2億円	6.0億円	10.9億円	44.1億円	561万円

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	315,180円	401,058円	39.5歳
技能労務職	365,272円	410,594円	51.9歳

(注) 平均給与月額とは、給料及び職員手当 (扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当等) の合計である。

(4) 初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区分		藤枝市	国
一般行政職	大学卒	188,700円	182,200円
	高校卒	160,100円	150,600円
技能労務職	高校卒	150,500円	147,900円
	中学卒	—円	139,900円

(5) 勤続年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和2年4月1日現在)

区分		勤続年数10年	勤続年数20年	勤続年数25年	勤続年数30年
一般行政職	大学卒	264,300円	368,078円	396,350円	421,856円
	高校卒	232,300円	334,500円	371,200円	394,400円
技能労務職	高校卒	—円	327,800円	366,088円	375,100円
	中学卒	—円	—円	—円	—円

## (6) 一般行政職の等級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

等級	基準となる職務（代表的なもの）	職員数 （人）	構成比 （%）
1 級	主事補、技師補、主事及び技師の職務	192	26.8
2 級	主任主事及び主任技師の職務	105	14.7
3 級	主査の職務	52	7.3
4 級	主任主査の職務	91	12.7
5 級	係長の職務	111	15.5
6 級	主幹の職務	88	12.3
7 級	課長の職務	59	8.2
8 級	部長、福祉事務所長、議会事務局長、監査委員事務局長、及び会計管理者の職務	18	2.5
計		716	100.0

（注1） 「職員の給与に関する条例」に基づく等級別基準職務表の区分による職員数である。

## (7) 期末・勤勉手当の状況（令和2年4月1日現在）（単位：月分）

区分	藤 枝 市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.30	0.95	2.25	1.30	0.95	2.25
12 月期	1.30	0.95	2.25	1.30	0.95	2.25
計	2.60	1.90	4.50	2.60	1.90	4.50

## (8) 退職手当の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	藤 枝 市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤 続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤 続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分	28.0395 月分	33.270750 月分
勤 続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分	39.7575 月分	47.709000 月分
最 高 限 度	47.7090 月分	47.709000 月分	47.7090 月分	47.709000 月分
1人当たりの平均支給額	488 千円	定年 22,041 千円		—

（注） 1人当たりの平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

## (9) その他の主な手当の内容

## ア 地域手当（令和2年4月1日現在）

区 分	藤 枝 市	焼 津 市	島 田 市
支 給 率	3.0%	3.0%	0%
1人当たりの平均支給年額（令和元年度普通会計決算額）	116,699円		

イ 特殊勤務手当（令和元年度普通会計決算）

区 分	全 職 種
支給対象人数と職員全体に占める割合	0人（－％）
1人当たり平均支給年額	0円
手当の種類（手当数）	2種類
手 当 の 名 称	1 感染症防疫作業手当 2 行旅死亡人取扱作業手当

ウ 時間外勤務手当（平成30・令和元年度普通会計決算）

元年度	支給総額	305,952千円
	1人当たり支給年額	4858千円
30年度	支給総額	286,778千円
	1人当たり支給年額	458千円

エ 扶養手当、住居手当、通勤手当（令和2年4月1日現在）

	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶 養 手 当	(1)配偶者 6,500円 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人につき10,000円 (3)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 1人につき6,500円 (4)満60歳以上の父母及び祖父母 1人につき6,500円 (5)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 1人につき6,500円 (6)重度心身障害者 1人につき6,500円 ※子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合 当該子1人につき5,000円加算	一部異なる	国 行政職俸給表（一）8級相当 (1)配偶者 3,500円 (2)父母等 3,500円
住 居 手 当	[借家・借間居住者] 支給対象者 12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 最高支給限度額 27,000円 [実際に居住し、所有権を有する（共有含む）職員または、主としてその収入によって世帯の生計を支えている場合] 支給額 4,700円	異なる	[借家・借間居住者] 支給対象者 16,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 最高支給限度額 28,000円 [実際に居住し世帯主である場合] 支給なし

通勤手当	[交通機関等利用者] 最高支給限度額	55,000円	異なる	[交通機関等利用者] 最高支給限度額	55,000円
	[交通用具使用者] 片道2km未満で、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるもの	2,500円		[交通用具使用者] 片道5km未満	2,000円
	片道2km以上4km未満	5,500円		片道5km以上10km未満	4,100円
	片道4km以上6km未満	7,400円		片道10km以上15km未満	6,500円
	片道6km以上8km未満	9,300円		片道15km以上20km未満	8,900円
	片道8km以上10km未満	11,200円		片道20km以上25km未満	11,300円
	片道10km以上12km未満	13,200円		片道25km以上30km未満	13,700円
	片道12km以上15km未満	15,000円		片道30km以上35km未満	16,100円
	片道15km以上20km未満	17,300円		片道35km以上40km未満	18,500円
	片道20km以上25km未満	19,300円		片道40km以上45km未満	20,900円
	片道25km以上30km未満	21,200円		片道45km以上50km未満	21,800円
	片道30km以上35km未満	23,200円		片道50km以上55km未満	22,700円
	片道35km以上40km未満	25,500円		片道55km以上60km未満	23,600円
	片道40km以上	27,800円		片道60km以上	24,500円
	※駐車場利用者には4,000円を上限に補助			最高限度額	75,000円
	[併用者(交通機関と交通用具)] 最高支給限度額	55,000円		[併用者(交通機関と交通用具)] 最高支給限度額	55,000円

(10) 特別職の給与等の状況（令和2年4月1日現在）

区分		給料月額・報酬月額	期末手当の支給割合	
給料	市長	900,000円	6月期	2.275月分
	副市長	720,000円	12月期	2.275月分
計			4.550月分	
			[加算率]	15%
報酬	議長	500,000円	6月期	1.725月分
	副議長	435,000円	12月期	1.725月分
	委員長	415,000円	計	3.450月分
	議員	410,000円	[加算率]	45%

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況（令和2年4月1日現在）

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和元年実績）

区 分	一人当たり平均使用日数
市長部局等	8日 2時間
教育委員会	8日 3時間
病 院	7日 2時間
計	7日 1時間

※有給休暇は、時間単位で取得可能

(3) 特別休暇等の導入状況（令和元年4月1日現在）

特 別 休 暇 等 の 取 得 要 件
「公務上又は通勤による負傷・疾病」、「負傷・疾病（含結核）」、「忌引」、「父母の祭日」、「夏季」、「親族の看護」、「結婚」、「産前」、「産後」、「生理」、「授乳育児」、「配偶者の出産」、「男性の育児参加」、「妊婦の保健指導等」、「妊婦の通勤緩和」、「妊婦の休息・補食」、「妊婦の妊娠障害」、「住居の被災」、「災害事故等による交通遮断」、「災害回避」、「伝染病法による交通遮断」、「選挙権等の公民権行使」、「証人等の出頭」、「骨髓液提供（ドナー）」、「ボランティア」、「介護」

(注) 取得要件等は、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」により定められている。

4 休業に関する状況

育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数（令和元年度実績） (人)

		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
市長部局等	男 性	0	0	0
	女 性	9	10	0
教育委員会	男 性	0	0	0
	女 性	0	0	0
病院	男 性	0	0	0
	女 性	32	27	4
合 計	男 性	0	0	0
	女 性	41	37	4

(注)当該年度に新たに育児休業、部分休業又は育児短時間勤務を取得した人数である。

5 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (令和元年度) (人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	0	0	30	0	30
教育委員会	0	0	0	0	0
合 計	0	0	30	0	30

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言う。

(2) 懲戒処分者数 (令和元年度) (人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	6	0	0	0	6
教育委員会	0	0	0	0	0
合 計	6	0	0	0	6

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分を言う。

6 服務の状況

(1) 服務規律遵守のための取組み (令和元年度)

区 分	取 組 内 容
市長部局等	各種選挙時、年末年始等における綱紀粛正や交通安全意識の徹底等の服務規律遵守のための通知を発出した。また、職員研修等を通じ、内容の周知及び意識の向上を図った。

(2) 兼職・兼業の許可件数 (令和元年度) (件)

区 分	許可件数	主な許可事例
市長部局等	5	保護司、学校運営協議会委員、全国保健師長会委員など
教育委員会	0	
病 院	282	診療報酬請求審査員、大学非常勤講師、市民講座講師など
合 計	287	

(注1) 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項及び教育公務員特例法第17条第1項に基づくものである。

7 退職管理の状況 (令和2年4月1日現在) (人)

区 分	市	市の関係団体	その他	合 計
市長部局等	14	0	1	15
教育委員会	1	0	1	2
病 院	5	0	5	10
合 計	20	0	7	27

※市を昨年度定年退職した者で、再就職した者が対象

※区分の内、「市」は再任用職員や非常勤職員等として藤枝市に就職した者

## 8 研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の概要等（令和元年度）

区 分	概 要
全職員	<p><b>【市長部局等】</b></p> <p>日本一の職員づくりを目指し、藤枝型新公共経営の理念にある、真に市民の役に立つ優れた人財を計画的、戦略的に育成するため、「新・人財育成基本方針」に基づき、職員一人一人の改革意欲、使命感と行動力、技術力（スキル）の向上及び専門力のある総合職員の育成に重点を置いた研修を実施し、年間を通じて階層別集合、派遣、職場、自己啓発支援、特別の各研修に延べ2,059名の職員が参加しました。また、職員が職員を育てる「藤枝型職員養成体制」として、幹部職員による市職員の意識の高揚を図る講義「職員修練道場」及び各課の職員が講師となり知識を伝授する「職員寺子屋」を開催し、職員による「人財育成」に努めました。さらに、広域的な行政運営を学ぶとともに、幅広い視野と専門知識の習得、人脈形成を目的に、新たに静岡市との人事交流及び、(株)静岡銀行地方創生部、(一財)地域創造へ職員を派遣したほか、ソフトバンク(株)と職員合同研修を実施しました。</p> <p>また、公務に有用な資格を取得した職員5名に専門知識の習得に対する支援を行い、職員の専門力の向上を図りました。これらの人財育成の取組を通じて職員の自己啓発意識が向上し、専門性を獲得した延べ53名の職員がシンポジウムや大学の講義に登壇しました。</p> <p><b>【病院】</b></p> <p>病院専門職として必要な医療安全、感染対策、保険診療研修は全職員が受講できるよう開催時間を多数設定し実施した。また、接遇、中堅職員、ナレッジマネジメント研修などチーム医療として欠かせない研修は多職種合同により実施した。</p>

### (2) 勤務成績の評定の概要（令和元年度）

区 分	概 要
全職員	平成28年4月施行の改正地方公務員法に対応するため、「藤枝市人財育成フォローアップ制度基本方針」に基づき、医師等を除く全職員を対象に能力及び実績に基づく評価を行うとともに、人材育成の基礎資料として活用した。

## 9 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 定期健康診断の実施状況（令和元年度）

区 分	市長部局等	教育委員会	病院	計
対象人員	655人	85人	853人	1,593人
受診人員	272人	28人	813人	1,113人
受診率	42%	33%	95%	70%

※参考

人間ドック 受診者	361人	58人	43人	462人
ストレスチェック 受検者数	772人	165人	1,013人	1,950人

(注) 市長部局等には、各種委員会及び企業局の職員を含む。

ストレスチェック受検者数は非常勤職員を含む。



(2) 公務災害等の認定状況等（令和元年度） (件)

区 分		市長部局等	教育委員会	病院	計
認 定	公務災害	3	4	38	45
	通勤災害	1	0	0	1
	計	4	4	38	46

(3) その他主な福利厚生事業の概要（令和元年度）

区 分	概 要
市長部局等 教育委員会 病院	<p>&lt; 互助会 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の福利厚生事業の運営のため、藤枝市では2つの互助会を組織している。病院においては「藤枝市立総合病院職員互助会」を、病院以外の職場においては「藤枝市職員互助会」を組織している。</li> <li>・2つの職員互助会では、平成25年度より市からの補助金の受入れを休止し、会員掛金での運営とした。保養所施設利用助成、余暇有効活用等助成、各種祝金・弔慰金等の給付、体育・文化クラブ活動助成、自己啓発助成、脳ドック助成等の事業を行っている。</li> </ul> <p><b>【藤枝市立総合病院職員互助会】</b>            会員数911人（平成31年4月1日現在）            会員掛け金額 15,715千円</p> <p><b>【藤枝市職員互助会】</b>            会員数761人（平成31年4月1日現在）            会員掛け金額 13,123千円</p>

10 公平委員会の業務の状況（令和元年度）

業務の種類	件数
不利益処分に関する審査請求	0件
勤務条件に関する措置の要求	0件